

第186回国会閣第70号に対する修正案

第186回国会衆議院総務委員会可決

行政不服審査法案に対する修正案

行政不服審査法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。